香川県児童相談所システムの調達に係る意見等の招請について

１ 意見招請の趣旨

平成３０年１月に導入した児童相談所システムについては、令和１０年１２月に更新時期を迎えることから、システムの更改を行う予定であり、更改後のシステムは既製のパッケージソフトウェアを前提としたシステムを導入することを検討しております。この度、当該システムの調達に係る仕様書案を作成しましたので、意見等を招請します。

２ システムの概要

本システムによって、児童・保護者情報、支援状況等の電子媒体への入力により、児童相談、虐待通告等の記録票や各種会議資料、台帳作成等を支援するとともに、児童相談情報のデータベースを構築し、適正にシステムセキュリティ等を確保しながら、データベース化された情報の活用や組織的な情報管理等の機能により、システム導入のメリットを活かして、相談対応から支援に至る一連の業務処理について正確かつ迅速な処理を図るものです。

３ 仕様書（案）等の交付

仕様書（案）と意見招請に対する回答票の交付を希望する事業者は、交付申請書（別紙様式）を４の(４)に示すメールアドレス宛てに提出してください。

（１）交付申請書の提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）17 時 00 分

（２）メール件名

【交付申請書】（事業者名）香川県児童相談所システムの調達に係る意見等の招請について

４ 資料等の提出方法

（１）提出方法

(４)に示すメールアドレス宛てに提出してください。

（２）提出期限

令和８年 11 月 27 日(金)

（３）メール件名

【資料等提出】（事業者名）香川県児童相談所システムの調達に係る意見等の招請について

（４）提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
児童福祉グループ 西（にし）
電 話 087-832-3286

Email： kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp

５ 提出資料

No.	提出物名称	提出形態
1	意見招請に対する回答票(指定様式)	電子データ (※資料の交付時に様式(ファイル)を提供します。)
2	詳細な機能説明書(任意様式)	原則として電子データ
3	システム構成図(任意様式)	原則として電子データ
4	補足資料(任意様式)	原則として電子データ

※ No.4 の補足資料については、回答票等の記載内容の補足説明、カタログ、その他参考資料等を、必要に応じて提出してください。

※ No.2～4 について紙媒体での提出を希望する場合は、4 の(４)の提出先に直接持参するか、郵便又は信書便で提出してください。

６ 意見招請に対する回答票の記入要領

回答票のファイル(Microsoft Excel 形式)は、複数のシートで構成されています。以下の内容に留意し、各シートに記入してください。また、ファイル名に貴社の商号又は名称(略称可能)を付加してください。

（１）概要(様式１)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。

（２）費用見積(様式２)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。また、費用は消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入してください。

（３）機能要件適合及び費用詳細(様式３)

「適合」欄には、次の区分に該当する記号をプルダウンから選択してください。

適合の区分	記号
パッケージに実装	◎
代替機能により対応	○
カスタマイズにより対応	△
非対応	×

また、代替機能により対応の場合は、代替機能の内容を記入し、カスタマイズにより対応の場合は、カスタマイズ費用を記入してください。

（４）意見票(様式４)

交付資料に対する意見等がある場合に、「項目」欄に対象となる項目名等を付して、意見等を記入してください。なお、全般的な事項についての意見等の場合は、「項目」欄に『全般的事項』と記入してください。

７ その他

（１）この香川県児童相談所システムの調達は予定であり、中止又は内容を変更することがあります。

（２）仕様書（案）の内容は検討途中のものです。

（３）意見等(付属資料を含む。)の作成及び提出にかかる経費は、提出者の負担とします。

（４）提出された意見等(付属資料を含む。)は、一切返却しません。

（５）提出された意見等(付属資料を含む。)は、本県において、調達仕様書等を検討する際の参考とするため、本県の組織内で複製及び配布するものとします。

（６）提出された意見等(付属資料を含む。)について、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等をお願いする場合があります。